

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

① 地方創生に資するもの

(1) 地方へのひとの流れの創出（地方移住・地方大学の活性化）

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	関係府省からの回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
1	福井市、群馬県、福島県、新潟県、兵庫県、滋賀県、関西広域連合(厚生労働省)	旅館業に関する規制緩和 (旅館業法) 【法律改正等】	<p>移住希望者が空き家へ体験滞在する際には、旅館業法の適用の対象外とする。</p> <p>都市農村交流等を目的とした農家宿泊体験については、旅館業法の適用の対象外とする。</p> <p>農林漁業者が農林漁業体験民宿業を行う場合における客室面積要件の特例を、農林漁業者以外の者についても認める。</p>	<p>○ 当該事業が「不特定多数の者が反復継続して人を宿泊させるもの」であるか確認が必要である。</p> <p>○ 宿泊料を受けて事業を実施する以上、旅館業法に基づく営業許可が必要である。</p> <p>○ 規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）※による検討の中で、本提案についても併せて検討する。 ※農林漁業者以外でも自宅の一部を活用して宿泊サービスを提供する場合には、簡易宿所の客室延面積33㎡以上の条件を適用除外とするよう検討し、必要な措置を行う。（平成27年度検討・結論・措置）</p>	<p>○ 地方からの提案で明らかのように、旅館業として法が想定していた業種形態自体が時代の変化に対応できなくなっているのではないかと。まずは、規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）による規制緩和、それに係る基準設定との整合性を図ることを1つの契機として、全般的な検討を求めたい。（※）</p> <p>○ 「宿泊料を受けて、不特定多数の者が反復継続して、人を宿泊させる」営業については旅館業に該当するとのことであるが、判断基準が不明確である。このため、提案団体が実施しようとしている事業について、具体的にどのような形態であれば旅館業法の適用から外れるか、当該事業の公共性が高いことを踏まえた上で、除外の要件を明確化する形で示すべきではないか。</p> <p>○ （※）に同じ。</p> <p>○ 規制改革実施計画では「農林漁業者以外が自宅の一部を活用して宿泊サービスを提供する場合」について検討することとされているが、規制改革とは別に地方創生や地域振興の観点から、自宅ではなく空き家を利用する場合についても検討し結論を得るべきではないか。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	関係府省からの回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
2	福井市 (厚生労働省、 国土交通省)	<p>サービス付き高齢者向け住宅に係る計画策定権限等の市町村への移譲 (高齢者の居住の安定確保に関する法律) 【法律改正】</p>	<p>市町村の判断で登録基準の強化・緩和が可能となるよう、都道府県が有する高齢者居住安定確保計画の策定権限について、希望する市町村へ移譲し、同計画を定めた市町村に対し、住宅事業の登録・監督等の事務についても移譲する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村独自の登録基準の強化・緩和は、都道府県と市町村の協議を通じて、都道府県計画に、市町村計画への委任規定を位置づけることにより実現可能。 ○ また、多くの都道府県で、市町村と協議の上、都道府県計画において登録基準の強化・緩和が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国としてもコンパクトシティ化を推進する中で、市町村のまちづくりの方針に沿って、サービス付き高齢者向け住宅について市町村が立地をマネジメントできるようにすべきではないか。 ○ 国としても市町村が任意に高齢者居住安定確保計画を策定することを推奨しているところ。加えて、都道府県が策定する高齢者居住安定確保計画による委任を受け、市町村も登録基準の強化・緩和を行っているという実態を認めるのであれば、市町村が主体的にまちづくりを行えるようにする観点から、法令上、希望する市町村に計画策定権限を移譲するべきではないか。 ○ 計画策定に際して、都道府県との協議を求めることとすれば、都道府県の施策の方向性と齟齬を生じるといった懸念は解消されるのではないか。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	関係府省からの回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
3	茨城県、和歌山県、鳥取県、関西広域連合、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、兵庫県 (厚生労働省)	介護保険制度における 住所地特例の適用対象の拡大 (介護保険法) 【法律改正】	介護保険施設に入所するために他の市町村から転居してきた高齢者について転居前の市町村が保険給付等を行う、「住所地特例制度」の適用対象を拡大する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般住宅等へ移住した場合については、移住先自治体の保険財政を安定させるため、特に年齢が高い高齢者が多い自治体に今よりもきめ細かく国の財源を配分できるよう、国庫負担金のうちの調整交付金の配分方法を見直すことが考えられる。 ○ 障害者支援施設等の介護保険適用除外施設から介護保険施設へ移住した場合については、今後予定している適用除外施設の入退所者に係る実態調査の結果を踏まえて、見直しが可能か否かも含めて検討する。 	<p style="text-align: center;">＜一般住宅等へ移住した場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調整交付金の仕組みや介護保険財政に与える影響等がどのようなものなのか具体的なデータに基づいて示した上で、日本版CCRC構想が進み、大規模な移住が進んだ場合でも持続可能となる費用負担の調整の仕組みの在り方等について引き続き検討していただきたい。 ○ 政府の方針として、三大都市圏から地方への移住を推進しており、このための積極的な調整の仕組みとして、適用対象となる移動を明確にした上で、住所地特例制度を活用することはできないか。 <p style="text-align: center;">＜適用除外施設から介護保険施設へ移住した場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適用除外施設退所者の介護保険施設入所に係る住所地特例の適用について、厚生労働省が実施を予定している入退所者の状況等を含めた実態調査を速やかに実施していただきたい。 ○ 実態調査の結果を踏まえるとともに、提案団体からは具体的な支障事例が明らかになっていることから、住所地特例を適用することに具体的な支障がないのであれば、必要な措置を講ずべきではないか。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	関係府省からの回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
4	兵庫県、新潟県、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県、関西広域連合 (総務省、文部科学省)	公立大学法人に関する規制緩和 (地方独立行政法人法、学校教育法) 【法律改正】	<p>ア 公立大学法人が附属学校を設置できるようにする。</p> <p>イ 公立大学法人が金融機関などから長期借入できるようにする。</p>	<p>ア 公立大学法人の管理下に附属学校を置く意義、教育委員会制度との整合性の確保、教員の人事上の取扱い等の課題について、提案団体が整理いただいた上で、必要な対応を行う。</p> <p>イ 「地方独立行政法人制度改革に関する研究会」の検討結果を踏まえ、地方独立行政法人制度改革の中で、必要な措置を講じる。</p>	<p>ア 本提案については構造改革特区で既に3回提案がなされており、論点も明確で、支障も明らかになっている。これまでも十分に検討の時間があったことから、これまでの検討状況を自治体に説明するとともに、年末の閣議決定に間に合うよう、第2次ヒアリングまでに所要の検討を行うべきではないか。</p> <p>イ 総務省が平成27年4月から開催している「地方独立行政法人制度改革に関する研究会」において、現在、長期借入が可能な国立大学法人と同様の範囲で公立大学法人でも長期借入を可能とする方向で検討がなされているとのことであるため、年末の閣議決定に間に合うよう、結論を得るべきではないか。</p>

(2) 子育て支援

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	関係府省からの回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
5	指定都市市長会 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)	<p>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の指定都市への移譲 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)【法律改正】</p>	<p>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)において、事務処理特例に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等を踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める、とされている。 ○ 新制度は本年4月に施行されたところであり、今後の施行状況等を踏まえながら引き続き検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提案団体が示している具体的な支障事例の内容や、事務処理特例による移譲と法律による権限移譲では意味合いが異なるという点については、ヒアリングを通じて認識を共有することができている。指定都市による計画的・機動的な子育て環境整備を促進する観点で、できる限り早期に一律移譲を実現すべきではないか。 ○ 提案団体は現実的な支障を示した上で移譲の必要性を主張していることから、仮に現時点で移譲が困難である場合、貴府省としてより具体的な理由を提示すべきではないか。 ○ 事務処理特例による移譲に係る協議を行っていない個別の指定都市及び道府県、幼稚園関連団体等の状況を確認した上で検討されるとのことだが、本提案は指定都市の総意として提出されていることや、全国知事会からの意見では、「指定都市へ権限移譲すべきである」との見解が示されていることを踏まえ、実現に向けて検討すべきではないか。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	関係府省からの回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
6	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市（内閣府、厚生労働省）	病児保育事業に係る看護師等配置要件の緩和（子ども・子育て支援法）【要綱改正】	<p>ア 看護師の常時配置義務を緩和し、病院内に設ける場合や病院に近接し迅速な対応が可能である場合は、看護師が常駐していなくても良いこととする。</p> <p>イ 看護師や保育士について、常勤ではなく、利用児童がいる日に限り、従事することを可能とする。</p>	<p>○ 利用児童が発生した場合に近接病院等から保育士及び看護師等がすぐに駆けつけられるなどの迅速な対応が可能であれば、保育士及び看護師等の常駐は要件としていない。</p>	<p>○ 現行制度の下で、提案の内容は実施可能であることが実施要綱からは読み取りづらく、また、どこまでが可能なのかについても不明確である。事業者等にとっても分かりやすくするという観点から、実施要綱へ明記するなど、対象範囲の明確化を行うべきではないか。</p> <p>○ 病児保育事業については、地域の状況により様々な実施形態があるため弾力的な対応を行うべきものとの考えが示されたが、今後検討される通知等においては、その旨を明確に記した表現振りを検討すべきではないか。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	関係府省からの回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
7	瑞穂市 (厚生労働省)	朝・夕の時間帯における保育士配置定数の緩和 (児童福祉法) 【省令改正】	26年度の提案に対する対応として、当該保育所において保育する児童が少数である時間帯に、保育士1人に限り、保育士以外の経験者等を配置することが特例で認められたが、特例が認められる状況が限定的であり、より柔軟化・明確化する。	○ 提案については、「日本再興戦略改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）において「実施状況等を踏まえて検証の上、来年度以降の在り方について本年度中に検討し、結論を得る」とされていることを踏まえて検証する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提案の背景となっている朝・夕の保育士不足等の実情を把握の上、例えば、小規模保育事業B型の類似型として保育士の2分の1を保育士有資格者以外の経験者等で代替可能とするなどの制度設計も含めて、要件緩和について検討すべきではないか。 ○ 上記の検討の際は、日中と朝・夕の時間帯で保育の性質が異なり、それに伴い保育士が担う役割が時間帯において異なるという点も考慮に入れるべきである。現に、朝・夕の時間帯は直接児童に関わること以外の施設管理作業（施設の開錠・施錠、施設内掃除等）や、設備準備・片付け作業（洗濯、おやつやお茶の準備、玩具消毒等）も多く、これらを有資格者以外の者に委ね、保育士には児童に直接関わる業務を重点的に担わずことで、保育の質を維持しながら、保育士不足の状況に柔軟に対応できるのではないか。 ○ 以上を踏まえ、本年度特例的に実施している取扱いについて、「日本再興戦略改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）に沿って検証し、提案に関する対応方針については年末までに閣議決定を行うとされていることを念頭に、恒久化や措置内容の明確化等の結論を出すべきではないか。

(3) 地域経済振興

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	関係府省からの回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
8	全国町村会、 栃木県 (経済産業省)	緑地面積率条例制定権 限の町村への移譲 (工場立地法) 【法律改正】	現在、市まで移譲されている工場 の緑地面積率等に係る地域準則につ いての条例制定権限を、独自の判断 で工場の緑地面積率を緩和できるよ う、町村に移譲する。 ※ 全国町村会において、一律移 譲を求める旨意思決定済	○ 提案の実現に向けて必要な対応を検 討する。	○ 年末の閣議決定及びその後の法改正 のスケジュールに間に合うよう、工場 立地法検討小委員会での議論等、法改 正に当たって必要な手続を速やかに開 始していただきたい。 ○ 上記手続の進捗状況等について、適 宜、事務局に情報提供いただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	関係府省からの回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
9	松山市 (経済産業省)	<p style="text-align: center;">中心市街地活性化法における大規模小売店舗の立地に係る特例区域指定権限等の中核市への移譲</p> <p style="text-align: center;">(中心市街地の活性化に関する法律、大規模小売店舗立地法) 【法律改正】</p>	<p style="text-align: center;">大規模小売店舗立地法の規制が緩和される特例区域の指定について、中心市街地再開発促進のため、現在、都道府県・政令指定都市のみが持っている権限を、中核市に移譲する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中心市街地活性化法に定める特例区域設定権限については、大規模小売店舗立地法と同様、立地市町村のみならず近隣市町村へ影響を及ぼすことが想定されるため、運用主体を都道府県及び政令指定都市としているところ。 ○ 事務処理特例により市町村への移譲が可能であり、このことについてブロック会議等の場を通じて周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法律による移譲は、事務処理特例制度とは財政措置、条例制定権限の移譲の可否などの点で異なるため、法律による移譲を検討いただきたい。 ○ 中心市街地活性化法に規定する特例区域の指定権限について、大規模小売店舗立地法の事務・権限と分離して移譲することに具体的な支障がないのであれば移譲すべきではないか。 ○ 「広汎な地域を鳥瞰し、場合によっては複数の事例と比較しながら、影響の評価、対処方針の検討等を客観的に行い得る主体」として都道府県・指定都市が権限主体とされているが、中核市には指定都市より広汎な面積を有する市も多数あり、中核市においても広汎な地域を鳥瞰し対応することが可能であると考えられるため権限移譲すべきと考えるが、この場合具体的な支障はあるのか。 ○ 近隣市町村との調整については、現在事務を実施している指定都市において、立地店舗が市境から一定距離以内の場合に情報提供して対応している例もあり、中核市でも同様の運用をすることで対応可能なため、中核市まで権限移譲すべきではないか。 ○ 現在、両法の事務・権限について、移譲希望を内閣府と経済産業省とが共同で調査しているが、その結果を踏まえ、中核市への一律移譲を検討いただきたい。 その際、提案団体が特に望んでいる中心市街地活性化法上の指定権限の移譲について前向きに検討いただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	関係府省からの回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
10	奈良県、富山県 (厚生労働省)	医薬品製造販売の地方承認権限の範囲拡大 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律) 【告示改正】	地方委任から除外されている漢方製剤等について、製造販売の承認権限を国から都道府県に移譲する。	○ 一般用漢方処方製剤のうち、日本薬局方において品質を担保するための規格が設定されているものについては、平成28年度中を目途に告示改正を行う予定である。	○ 平成28年度中を目途に告示改正を行う予定とのことだが、平成27年度中の告示改正を目指すなど、なるべく早く承認審査が迅速化するよう検討し、所要の措置について時期の目途を示すべきではないか。 ○ 生薬単味製剤、生薬製剤についても、日本薬局方に記載されているものについては、地方承認権限の拡大に係る検討対象であるとの認識が共有できたところであり、これらについても作業スケジュールを示すべきではないか。
11	長野県 (農林水産省)	農業振興地域に係る見直し(山林・原野化した耕作放棄地の除外を軽微な変更追加) (農業振興地域の整備に関する法律) 【政令改正】	山林・原野化したため、市町村農業委員会が農地に該当しないと認められた土地について、軽微な変更として農振除外を行うことを可能とし、農用地区域に係る除外の手続を簡素化する。	○ 農振法上の「経済事情の変動その他情勢の推移」に該当する場合、基礎調査を経ることなく農振除外が可能であり、その旨を周知する方向で検討。 ○ ①地域の農業振興の基本的な方策に関わり、農業者等の住民から意見を求める必要があること、②除外後の利用により影響を受ける可能性のある者等に、異議申出を行う機会を付与する必要があること、③都道府県の農業振興施策との整合を図るため、都道府県との同意協議が必要であること、により軽微な変更とすることはできない。	○ 山林化した土地の農用地区域からの除外に関し、以下について現行の農林水産省のガイドラインにおいて明確化すべきではないか。 ・ 山林化した農地については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に規定する「経済事情の変動その他情勢の推移」に該当するものとして除外できること ・ 「経済事情の変動その他情勢の推移」に該当する場合には、基礎調査を経る必要がないこと ・ 「経済事情の変動その他情勢の推移」に該当する場合には、市町村農業委員会が毎年行っている農地利用状況調査の活用が可能であること ○ 農用地区域内の山林でも、山林として間伐等の管理を行うことができ、かつ補助対象となることを明確化すべきではないか。 ○ 農業委員会が農地利用状況調査で非農地判断を行っているなど、誰もが山林化した土地と認識しているような場合には、市民や周辺の農業者から異議申立て等がなされる可能性は考えにくく、軽微な変更として取り扱っても問題は生じないのではないか。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	関係府省からの回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
12	岐阜県 (国土交通省)	都市公園における運動施設の敷地面積に係る条例委任 (都市公園法) 【政令改正】	都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の50%を超えてはならないと定められているが、当該基準を参酌基準とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市公園設置の基本的目的から、都市公園内には一般の人が自由に休息、散歩等の利用ができるオープンスペースを確保する必要があること等から、運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十を超えてはならないとしている。 ○ 都市公園を廃止し、その上で運動施設を設置することも考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運動施設の敷地面積割合がわずかに100分の50を超えるだけで、都市公園を廃止し、別の施設に転換することは、地方公共団体が取り得る選択肢として想定し難く、また、施設の財政上の取り扱いも異なることとなることから、困難ではないか。 ○ 都市公園のオープンスペースとしての機能を維持することは重要であるが、運動施設の敷地面積割合がわずかに100分の50を超えるだけで直ちにその機能を失うこととなるのか。緑地面積について、面積割合と絶対値等とを掛け合わせたものとする等、地域の実情に応じ、都市公園に求められる機能の多様化に対応できるようにするため、基準について弾力性を持たせる方向で検討すべきではないか。 ○ 近年、都市公園には防災拠点としての役割も求められている。災害時には運動施設でも避難者を受け入れる等の協定を事前に結んでいた場合等には、運動施設も含めてオープンスペースとしてとらえても問題ないのではないか。

(4) 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	関係府省からの回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
13	埼玉県 (国土交通省)	公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和 (公営住宅法) 【法律改正】	公営住宅の法定建替事業（居住者に対する明渡請求権が認められる）において必要とされている「現地建替要件」を緩和し、現地以外での建替も対象とする。	○ 仮に非現地建替を認めた場合、責めに帰せられるべき事由のない居住者が、行政の一方的な判断のみで非自発的に移転を求められる結果となり、居住者の権利を著しく侵害することとなるため、現地要件を撤廃することは不適當。	○ 現在、立法時には想定されていなかった人口減少社会が到来し、公営住宅の建替・集約化の必要性が公共の観点から高まってきている。 さらに、公営住宅は、低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を提供するという公共目的を有するものであり、民間住宅とは異なる性格を有している。 以上を踏まえると、非現地建替における明渡請求の可否については、民間住宅と同列に考えるのではなく、公営住宅の性格、建替え・集約化の公共的な必要性等を踏まえ、公共政策的な観点から、別の判断が可能なのではないか。
14	宇都宮市 (厚生労働省)	小規模な給水区域及び給水人口変更に係る水道事業の変更届出の簡素化 (水道法) 【省令改正等】	水道事業の変更の届出に係る「給水人口及び給水量の算出根拠」について、小規模な給水区域の変更の場合には提出書類の省略や手続の簡素化を検討する。	○ 現在小規模な給水区域であっても今後給水需要が増加すること等も想定されるため、原則として将来の水需要予測を実施する必要があり、区域の大小のみにより水需要予測を不要とすることは妥当ではない。	○ ごく小規模な事業変更の場合は、以下のような視点で水需要予測の実施を不要とすべきではないか。 ・ 水需要予測は、実際に需要の変化があった段階で実施すれば足りると考えられる。他方で、ごく小規模な変更のタイミングで改めて水需要予測の実施を求めるとするのは、水道事業者に対する過大な要求ではないか。 ・ 小規模な事業変更の手続については、認可から届出に緩和されているにもかかわらず、認可の場合と同様の水需要予測を行わなければならないか、緩和になっていないのではないか。 ・ 水需要予測の実施に係る負担が重いことが、かえって必要不可欠な小規模な事業変更を妨げているのではないか。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

② これまでの地方分権改革の取組を加速・強化するもの

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	関係府省からの回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
15	関西広域連合、 広島県、栃木県 (国土交通省)	土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止等 (国土利用計画法) 【法律改正】	国土利用計画法に基づき都道府県が策定することとなっている土地利用基本計画について、国への事前協議を廃止し、報告・意見聴取に変更する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地利用基本計画に関する都道府県を対象にしたヒアリング及びアンケート結果に基づき、都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとして本年秋に立ち上げる予定の検討会において検討したい。 ○ 検討会において一定の方向性が得られれば、全都道府県及び関係府省庁の意向を確認した上で、国土利用計画法の改正の要否について検討したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前協議の廃止等について、追加ヒアリングを行った上で、都道府県に対するアンケートを行う予定と認識しているが、第2次ヒアリングの場で結果をお示しいただきたい。 ○ 土地利用基本計画そもその議論とは切り離せることが分かった段階で、事前協議の廃止等について結論を出したいとのことだったが、第2次ヒアリングまでには、切り離して検討を進めることができるかどうかについて判断を行うべきではないか。
16	九州地方知事会 (厚生労働省)	地方社会福祉審議会の見直し (社会福祉法) 【法律改正】	都道府県に設置されている地方社会福祉審議会において、精神障害者福祉に関する事項も審議できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 御提案の内容を踏まえ、検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方社会福祉審議会においても、精神障害者福祉について調査審議できるように検討を進めていると認識しているが、年末の閣議決定に間に合うよう、結論を得るべきではないか。 ○ 精神障害者福祉に関して、どのような組織形態で調査審議を行うかについては、個別の地方自治体の事情に対応できるように柔軟な組織設計とすべきではないか(地方精神保健福祉審議会でも調査審議することも可能にすべきではないか)。 ○ 地方分権推進委員会第2次勧告(平成9年7月8日)を受けて「社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関」と改正し、必置規制を弾力化して統合を可能とした一方、審議対象外の児童福祉に関する事項を審議対象とするか否かを条例に委任し審議対象とする場合は児童福祉審議会の必置規制を解除する規定が存続している。しかしながら、このような規定がなくとも必置規制を弾力化した審議会の統合は自治体の判断で可能であり、また、具体的規定がないと統合できないとの誤解を招くおそれがあることから削除すべきではないか。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	関係府省からの回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
17	九州地方知事会、指定都市市長会、神戸市 (厚生労働省)	診療所に係る病床設置許可の指定都市への移譲 (医療法) 【政令改正】	都道府県が行うこととされている診療所への病床の設置許可及び病床数、病床種別等の変更許可の権限を指定都市に移譲する。 ※ 第4次一括法において、病院の開設計可は指定都市に移譲済み。	○ 地方分権の視点だけではなく、有床診療所が地域で担っている医療機能を踏まえ、医療計画との整合性をとるためにはどのような仕組みがよいのかという視点も含めて今後検討する。	○ 年末の閣議決定を念頭において、指定都市の市長に権限を移譲する方向で引き続き検討を進めていただきたい。
18	さいたま市 (厚生労働省)	介護支援専門員業務に係る監督事務の指定都市・中核市への移譲 (地方自治法施行令) 【政令改正】	現在都道府県で行っている介護支援専門員(ケアマネジャー)に対する監督事務を、指定都市及び中核市に移譲する。	○ 指定都市・中核市の市長が、監督事務として介護支援専門員に対して業務禁止等を行った場合、都道府県知事が登録管理する介護支援専門員の活動状況を網羅的に把握できなくなるおそれがあり、登録業務の遂行に支障が生じる。 なお、市町村長は、指定居宅介護支援事業所の従業者である介護支援専門員に対し出頭を求めることができるなど、現行規定においても指導を行うことができる。	○ 現行制度においても、登録地の都道府県知事に加え、業務地の都道府県知事も重疊的に介護支援専門員への監督権限を有している(介護保険法第69条の38)。 このため、登録地の都道府県知事に加え、業務地の指定都市・中核市長に重疊的に介護支援専門員への監督権限を付与(※)することとした場合、介護支援専門員への指導監督を指定居宅介護支援事業所に係る指導監督と一体的に行うことが可能になり、これにより、具体的な支障が生ずることはないのではないか ※ 指定都市・中核市が登録地内にある場合は、当該指定都市・中核市長に対する当該権限の付与、指定都市・中核市が登録地外の業務地にある場合、当該業務地の都道府県知事が有する当該権限の当該指定都市・中核市長への移譲

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	関係府省からの回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
19	徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県 (厚生労働省)	訪問看護ステーションの開業要件の緩和 (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準) 【省令改正】	過疎地域においては、訪問看護ステーションの開業要件である看護師等の配置基準(2.5人)を緩和する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 離島等の地域においては、市町村が必要と認める場合、通常の人員基準を満たさない場合であっても訪問看護の提供が可能となっており、ご要望の過疎地域では人員基準を緩和することは既に可能である。 ○ 離島等以外の地域においても、例えば、本体事業所に常勤換算で1.5人を配置していれば、サテライトでは常勤換算で1人を配置することで訪問看護の提供が可能となっている。 ○ 訪問看護は基本的に24時間対応可能な体制を整備する必要があり、人員基準を緩和した場合、このような対応が困難であるため、人員基準の緩和は適切ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問看護ステーションのサテライトの設置について、都道府県をまたぐ場合も差し支えないなど柔軟な運用を認めているとのことであるが、このように柔軟に活用できることを、地方公共団体に通知等で周知すべきではないか。 ○ サテライトの設置が認められるのは、現在は同一法人内に限られているが、異なる法人が設置した事業所(常勤換算で1人の場合など)であっても、協定の届出等によって運営の一体性が確認できる場合には、サテライトと同様の取扱いとすることができるよう、検討すべきではないか。 ○ 介護保険法42条1項3号に基づき特例居宅介護サービス費の支給対象となる対象地域(厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準(平成11年厚生省告示第99号)第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域)は、具体的にはどのような基準・手続で定められているのか。 また、地方公共団体の意見を踏まえて、対象地域について柔軟に拡大等をすべきではないか。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	関係府省からの回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
20	埼玉県 (厚生労働省)	保健所長の資格要件に係る特例期間の延長 (地域保健法) 【政令改正】	保健所長の資格要件に関して、医師以外の者が保健所長になれる特例期間（最大4年）を最大10年まで延長する。	○ 昨今の危機管理案件の状況を踏まえると、保健所の業務の質と機能を高く保つためにも保健所長が医師である必要性が依然として高いことから、保健所長の医師資格要件の例外規定について更なる規制緩和は行うべきでない。	<p>○ 以下のような視点で、医師以外の職員を保健所長に充てることのできる特例期間を延長するなど、医師と同等以上の医学的な知見があると認められた者については、特例を安定的に活用することができるようにすべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成16年に特例が設けられて以降10年余りが経過し、公衆衛生医師の確保はますます困難になっているのではないかと。貴省が主張する医師数の増加、医学部の定員増だけで、直ちに公衆衛生医師の増加を見込めないのではないかと。増加が見込まれるのであれば、具体的なデータを示されたい。 ・ 486ある保健所のうち55の保健所において、保健所長の兼務が継続しているのは、行政の在り方として危機的である。保健所の業務の質と機能を高く保つために所長を医師とすべきという考え方が、保健所長の兼務状況の拡大を招き、むしろ保健所の体制強化を妨げているのではないかと。 ・ 特例が設けられて以降10年余りの間に、兼務が多数ある中で特例の活用実績が2件のみであるということは、特例が活用しづらい制度であり、何らかの見直しが必要ではないかと。 <p>○ 特例の適用に関する通知によれば、任命権者が同一か否かにかかわらず、保健所を変えれば、当該医師でない者は4年を超えて保健所長に就くことができると解される。そもそも保健所を変えれば4年を超えて特例を継続できるという運用を認めているのであれば、それに合わせて政令の規定を改めるべきではないかと。</p> <p>○ 仮に、特例期間の延長が困難であっても、公衆衛生医師の確保について、何らかの抜本的な対応を検討し、地方公共団体に示すべき時期に来ているのではないかと。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

No.	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	関係府省からの回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
21	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合(環境省)	水質汚濁物質の総量削減計画に係る国の協議・同意の一部廃止 (水質汚濁防止法) 【法律改正】	都道府県が水質汚濁物質の総量削減計画を策定する際には、環境大臣への同意付き協議が必要であるが、総量削減計画における削減目標量に変更がない場合は、同意付き協議を不要とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、「削減目標量」、「達成の方途」、「その他必要な事項」、いずれについても同意協議は存置する整理となっている。 これは、国の補助金等を受けて地方自治体が行う事業が、国の施策と整合し、かつ、極力効果的・効率的なものである旨の確認が必要不可欠だからである。 「削減目標量」に変更がなかったとしても、国の施策等との整合を図る必要があることに何ら変わりはないことから、環境大臣への同意協議の規定は存置することとしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次ヒアリングにおいて、「総量削減計画を策定する際の環境大臣への同意付き協議は、削減目標量の変更の有無に関わらず、全ての事項について、同意を要しない協議へ変更を検討したい」との見解が表明された。環境省関連の類似の計画において同意付き協議が存置されている例もないことから、速やかに、同意を要しない協議へ変更する方向で検討を進めていただきたい。
22	東京都(内閣府、国土交通省)	災害時の臨港道路における放置車両対策の充実・強化 (災害対策基本法) 【法律改正】	大規模災害発生時の緊急交通路確保のため、臨港道路の管理者(港湾管理者)に対して、放置車両等の移動等に関する権限を付与する。 ※ 平成26年11月に成立した改正災害対策基本法により、道路法に規定する道路管理者等は既に同様の権限を有している。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時の具体的な支障や現行法制度での対応の可否も踏まえ、災害対策基本法の改正も視野に入れて検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「首都直下地震緊急対策推進基本計画」(平成27年3月31日閣議決定)等の各種計画における臨港道路の位置付けを踏まえ、港湾管理者による放置車両対策の根拠を災害対策基本法に位置づけることで、臨海部における発災後の迅速な道路啓開、並びに、警察、自衛隊及び消防との適切な役割分担の下での災害救助活動が可能となるのではないかと。 ○ 上記とは別に、農道や林道、漁港道路についても同様に、それらの管理者による放置車両対策の根拠の災害対策基本法での位置づけを検討すべきではないかと。

③ 住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	関係府省からの回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
23	島根県、中国地方知事会、京都府、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 (厚生労働省)	施設入所児童等に係る 予防接種の保護者同意 要件の緩和 (予防接種法) 【省令改正】	法定予防接種における保護者同意要件について、施設入所児童等であって保護者と連絡が取れない者については、施設長等の同意により予防接種を可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者が行方不明等により連絡が取れない場合に、施設長等の同意で予防接種を受けさせることは現行制度上可能である。 ○ 保護者の行方を把握しているが連絡が取れない場合に、施設長等の同意で予防接種を可能とすることにつき、児童福祉行政を担っている関係者の意見に配慮しつつ、法制面での対応を含め検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設長等の同意により予防接種を行うことが現行制度上対応可能である場合（保護者が行方不明により連絡が取れない等）については、その旨を通知等により速やかに明確化すべきではないか。 ○ 施設長等の同意により予防接種を行うことが現行制度上不可能である場合（保護者の行方は分かるものの連絡が取れない、保護者に連絡は取れるが予防接種を拒否している等）については、親権者が施設長等の安定した監護措置を不当に妨げてはならないとされた平成23年児童福祉法改正の趣旨を踏まえ、どのような場合に保護者同意要件を緩和できるか、省令改正を含めてルールを明確化すべきではないか。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	関係府省からの回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
24	九州地方知事会、鳥取県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県 (農林水産省)	漁業関連事務の簡素化等（ア．漁業関連融資手続の見直し、イ．内水面漁業調整規則の改正時の国認可の廃止、ウ．漁業における出漁時の届出等手続の簡素化） (漁業法等) 【法律改正等】	ア：漁業近代化資金融通法で規定する融資限度額を超える場合の国の承認について、廃止又は届出とする。 イ：一県内で完結する河川等における内水面漁業調整規則を改正する際の農林水産大臣の認可について、廃止又は届出とする。 ウ：届出漁業について、漁業者の提出する出漁時の届出等に係る書類を簡素化する。	【アについて】 ○ 農林水産大臣の承認の廃止等については、全国的な公平性が確保されないおそれ等があることから、適切ではない。 ○ 承認手続の迅速化及び事務負担の軽減に向け、必要な対策を検討。 【イについて】 ○ ①特定の地域の資源であっても、乱獲に陥る状況を回避する措置、②地域ごとに行う規制の方法が不平等にならない措置、③同様の規制に違反した場合の罰則の重さに相違が生じない措置を担保するため、認可を廃止することはできない。 【ウについて】 ○ 現在の届出内容の実質的内容が担保されるよう留意しつつ、提出書類の簡素化（一覧表化）や添付書類（漁船原簿謄本）の省略を可能とする方向で検討。	<ア 漁業関連融資手続の見直し> ○ 利子補給に係る財源が一般財源化された中で、なお国が承認手続を必要とする理由はないのではないか。 ○ 地域により魚種、漁法が多様であり、全国一律の基準に基づく承認にかからしめる必要はないのではないか。 ○ 公平な制度運用の観点で懸念があるのであれば、都道府県が利子補給の妥当性を判断するに当たり、審査基準を明確化すれば良いのではないかと。 <イ 内水面漁業調整規則の改正時の国認可の廃止> ○ 一県内で完結する内水面漁業調整規則については、基準を明確化することにより都道府県知事に判断をゆだねるべきではないか。問題が生じれば、事後的に地方自治法に基づく是正の指示を行えば足りるのではないかと。 ○ 認可を廃止した場合に、水産資源の保護培養や水面の総合的な利用を図ることができなくなるというのであれば、具体的な支障や科学的論拠等を明確にすべきではないかと。 <ウ 漁業における出漁時の届出等手続の簡素化> ○ 漁獲成績報告書について、条約上、国際機関に対し、どのような情報を報告する必要があるのか。条約の求める内容よりも過度に重い負担を関係者に求める制度となっていないか。現行の報告内容で簡素化できる事項がないのか。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	関係府省からの回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
25	千葉市、京都市、豊田市 (厚生労働省等)	生活保護事務に関する 規制緩和 (生活保護法等) 【法律改正等】	ア 被保護者が生活を送る上で必要不可欠な電気・ガス・水道の料金を、生活保護の実施機関が被保護者に代わって納付できるようにするなど、生活保護の適切な実施を図ることができるようにする	ア 電気、ガス、水道代については、自治体において金銭管理支援を自立支援プログラムの中に位置付けて実施すること等により、代理納付の対象としなくとも、ご提案の趣旨は現行制度において実現可能である。	ア ○ 電気、水道及びガスは、住宅と同様に生活に不可欠なものであるため、政令改正により、所定の要件を明示し、当該要件に該当する場合には、代理納付を可能とするべきではないか。できないのであれば、理由を明確に示していただきたい。 その際、事業者が自治体に受給者の料金情報を提供することについて、個人情報保護法との関係で懸念があるのであれば、専門家の助言を受けつつ、整理すべきではないか。 ○ 自立支援プログラムに金銭管理支援を位置付けることで、代理納付と同様の趣旨を実現している自治体もあるとのことだが、「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」及び「自立支援プログラム導入のための手引(案)について」では、その趣旨が明確になっているとは言えないため、それを明示するとともに、自立支援プログラムに金銭管理支援を位置付けることで、どのようなことができるのか、全国の自治体に対して具体的に通知等で示すべきではないか。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	関係府省からの回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
25	千葉市、京都市、豊田市 (厚生労働省等)	生活保護事務に関する 規制緩和 (生活保護法等) 【法律改正等】	<p>イ 実施機関の調査に対する回答義務について、不正受給事案の早期発見や生活保護制度のより適正な運営を可能とするため、金融機関や就労先等の民間事業者にも拡大する。</p> <p>ウ 生活保護法に基づく費用返還請求権及び費用徴収権を、破産法において非免責債権として明記するか、若しくは偏頗行為の否認の例外として明記する。</p>	<p>イ 生活保護の決定に当たり行う生活保護法第29条に基づく調査について、回答を義務付けることは、金融機関等の負担の増加に直結するため関係機関の理解を得ることは困難と考えられ、また、税法を除き他の法令に類例がないため、改正を行うことは困難である。</p> <p>ウ (厚生労働省) まずは破産法上の観点からご検討いただきたい。 (法務省) 生活保護法に基づく費用返還請求権等が、受給者間での平等などを実現するために他の債権に比して優先的に取り扱われるべきであるというのであれば、生活保護法上、実体法上の優先性を付与して、国税徴収法の例による請求権などとすることを検討すべきである。</p>	<p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護費を適正に給付し、不正受給を防止することは生活保護制度の信頼の確保に不可欠であるため、不正受給のおそれがあると認められる場合等、要件を明示して、要保護者等の就労先等となっている民間事業者に対して回答を義務付けることはできないか。できないのであれば、理由を明確に示していただきたい。 ○ 税務調査によって収入額の確認ができるとのことだが、税金の申告は年に1度であるため、生活保護の要否判定において直近3か月程度の収入額を確認する場合、不正受給のおそれがあり直近の収入額を確認する必要がある場合には、税務調査では対応できないのではないか。 ○ 要保護者等の収入等に関する調査協力について、金融機関以外の就労先等に対しては、特段の要請を行っていないとのことであるが、何らかの形で要請を行うべきではないか。 <p>ウ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護法第78条に基づく費用徴収権の破産法上における取扱いについては地方自治体に周知することのことは、具体的な周知方法、スケジュールについてはどのようにお考えか。 ○ 生活保護法第63条に基づく費用返還請求権について、同法第78条と同様の法制上の措置が可能かどうかを御検討いただけるとのことだが、その後の検討状況はいかがか。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	関係府省からの回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
26	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合(国土交通省)	公営住宅の一部入居者(生活保護受給者又は一定の認知症患者)に対する収入申告の義務付けの緩和(公営住宅法)【法律改正】	家賃算定のために公営住宅の入居者に義務付けられている毎年の収入申告について、申告を怠ると近傍同種の住宅の家賃に引き上げられ退去に至る事例も生じているため、適切な申告が行われぬおそれがある一部入居者(生活保護受給者又は一定の認知症患者)に限り、地方公共団体が職権で収入認定又は代理申告できることとする。	○ 職権認定を認める場合の要件及び代理申告を認める主体の範囲等を検討するため、都道府県・市町村における運用状況等の調査を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。	○ 職権認定又は代理申告を導入する制度改正に関する都道府県・市町村の運用状況・実態調査等を踏まえた検討状況について、中間報告を示していただくとともに、今後の検討スケジュールについても具体的に示していただきたい。 ○ マイナンバー制度の導入により、事業主体においてマイナンバーを利用して収入状況を容易に把握できるようになることから、生活保護受給者や認知症患者に限定することなく、入居者全体について、毎年度の収入申告を不要とすることはできないのか。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	関係府省からの回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
27	富山県 (経済産業省)	<p>高圧ガス保安法等における申請等の手続の適正化 (高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律) 【法律改正】</p>	<p>ア 高圧ガス保安法の製造所と貯蔵所のいずれにも該当する施設について、施設の規模が一定以下の場合、製造と貯蔵で同一の届出を二重に行わなければならないため、製造所の届出のみで足りることとする。</p>	<p>ア 高圧ガスを貯蔵していること自体がリスクであることから、帳簿の記載・保存を貯蔵所に求めるとともに、都道府県は、当該貯蔵所の適切な管理をしていくことが必要である。このため、求める技術基準が製造者と同じであることをもって貯蔵所の届出を不要とすることはできないが、重複する添付書類については、事務処理を軽減する方向で検討したい。</p>	<p><ア コールド・エバポレータ> ○ 「高圧ガスを貯蔵していること自体がリスクであることから、帳簿の記載・保存を貯蔵所に求めるとともに」との指摘について、提案団体の提案にあるように、「帳簿の記載・保存義務を第二種製造者に課」せば、当該懸念は解消されると思われるため、みなし規定化をすべきではないか。 ○ 第1次ヒアリングにおいて、「第一種製造者については、製造に係る手続の際に貯蔵についても併せて確認しているが、第二種製造者については、製造の届出においては貯蔵について確認していない」との御説明があったが、後者において貯蔵の届出手続が別途存在していることに起因しているので、製造と貯蔵の基準が同一の提案の規模のコールド・エバポレータについては、みなし規定化をして、第一種製造者と同様に、製造に係る手続の際に貯蔵についても併せて確認することとすべきではないか。 ○ 第1次ヒアリングにおいて、「提案は、余りにも限定的な部分についての措置を求めるものであり、法改正は難しい」との御説明があったが、例えば提案団体である富山県では、平成15年度以降に設置されたコールド・エバポレータのうち、提案の規模のものは約7割を占めており(85中60基程度)、「限定的すぎる」という主張は当たらないと思われることから、第二種製造者の届出をもって第二種貯蔵所の届出とみなす制度化を進めるべきではないか。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	関係府省からの回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
27	富山県 (経済産業省)	<p>高圧ガス保安法等における申請等の手続の適正化 (高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律) 【法律改正】</p>	<p>イ 液化石油ガスの輸送充填装置について、高圧ガス保安法と液化石油ガス法で同一の許可基準による二重の規制を受けているため、液化石油ガス法の許可のみで足りることとする。</p>	<p>イ 高圧法に基づく許可の要件は、液石法の要件と同等ではなく、「液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けたものとみなす」ことはできないが、重複する添付書類については、事務処理を軽減する方向で検討したい。</p>	<p>＜イ 新型バルクローリ＞</p> <p>○ 第1次ヒアリングにおいて、「高圧ガス保安法の許可については、液化石油ガス法の許可よりもハード面についてチェック項目が多く、ソフト面の許可も必置となっているため、後者の許可を受けることで前者の許可を受けたこととみなすことは難しい」との御説明があったが、第一次ヒアリングで指摘したとおり、逆に、民生用・工業用両方の許可を同時に受ける場合には、高圧ガス保安法の許可を受けることにより、液化石油ガス法の許可を受けたものとみなすことは法的に可能なのかも併せて御回答いただきたい。</p> <p>○ 第1次ヒアリングにおいて、「添付書類について液化石油ガス法でつけられれば高圧ガス保安法の場合には不要とするような事務処理を軽減するような方向で検討する」との御説明があったが、手数料が2重にかかることや2本申請が出てくることにより地方公共団体が2回審査しなければならない問題は解消されない。</p> <p>現在、経済産業省の審議会において検討を進めている「規制のスマート化」「規制間の整合化」という観点からも、液化石油ガス法と高圧ガス保安法の許可手続を整理・合理化すべきではないか。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	関係府省からの回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
28	郡山市、太子町、田川市、岐阜市 (経済産業省)	<p style="text-align: center;">計量法に規定する検査期間の延長 (計量法施行令、基準器検査規則) 【政令改正、規則改正】</p>	<p>ア 都道府県等の実施する特定計量器(質量計)の定期検査について、計量器の信頼性の向上を踏まえ、検査期間を延長する。【政令改正】</p> <p>イ 都道府県等の計量業務の基準となる分銅(特級基準分銅)について、使用頻度が少なく誤差が生じる可能性が低いことから、検査期間を延長する。【規則改正】</p>	<p>ア 非自動はかりの場合、計量性能が経年劣化し、その劣化は使用状況・条件によっても異なるため、定期的に計量誤差を確認する必要がある、2年に一度の定期検査を実施している。国際的な類似の制度でも周期は1~2年程度となっている。</p> <p>イ 特級基準分銅は、1級基準分銅よりも公差が1/3以内と高い精度が求められるため、同じ有効期間(5年)とすることは適切ではない。なお、特級基準分銅は特例市において保有する義務はなく、県も含めた周辺自治体による検査の協力体制を検討することも一案。</p>	<p><ア 特定計量器(質量計)></p> <p>○ 定期検査期間については国際基準に定めが無いものと認識しており、海外においても、定期検査自体を行っていない国もあるなど、2年の定期検査期間は必ずしも国際標準とまでは言えず、検査期間を延長しても問題ないのではないか。</p> <p><イ 特級基準分銅></p> <p>○ 国際基準に適合する精度を担保できる検査体制を確保する視点から、国際比較を踏まえつつも、自治体の負担が過度のものとならないよう、合理的な期間設定をしていただきたい。 (提案団体においては、産業技術総合研究所関西センターの廃止により、検査のための輸送に係るコストやリスクが増大していることに留意すべき。)</p> <p>○ 第1次回答において、「提案市において特級基準分銅については、すべての特定市において必ずしも保有しなければならないものではない」との指摘があったが、質量標準管理マニュアルを作成して1級実用基準分銅の自主検査を行うためには、上位の特級基準分銅を保有する必要がある。 特定市町村には基準器検査の権限が無いため、特級基準分銅に誤差が生じても、その影響は当該市が保有する実用基準分銅への影響等と限定的であり、都道府県の場合と比べて、その影響が小さい。 また、平成5年以前の非自動はかりの定期検査で、市部と郡部で使用頻度が異なることを理由に検査期間を1年と3年に分けており、使用状況に応じて検査期間を分けていた例もある。 輸送による損傷等のリスクも考慮して、特定市町村の有する特級基準分銅については検査期間を延長するべきではないか。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

④ 昨年度、専門部会で重点事項として審議した事項のうち、昨年の対応方針で27年度の検討事項とされているもの、及び本年の提案で内容が充実され、議論を深める必要があるもの

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	関係府省からの回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
29	豊田市、松山市 (国土交通省)	公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準の条例化 (公営住宅法) 【法律改正】	公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準について、地方公共団体が条例で定められるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「高額所得者」は、法定明渡請求という極めて強い公権力の行使の対象となる者であることから、地域差があってはならず、その基準は国として全国一律に定めるべきものである。 ○ 仮に高額所得者に対して明渡請求を行う場合においては、高額所得者の居住移転の自由を確保する観点から、移転先を事業主体が制約する結果とならないよう、高額所得者の自由意思でほぼ全国どこにでも新たな居住先を求めるのに困難のない基準としている。 ○ 以上から、高額所得者要件を事業主体が条例で定めることができることとする改正を行うことは困難である。 	<p><全国一律に基準を定める必要性></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高額所得者の収入基準については、地域により住宅の供給状況や家賃相場は異なっており、全国一律に「ほぼ全国どこでも」持ち家を購入できる所得水準とする必要はないのではないか。全国一律の基準とすべき合理性があるのであれば、全国各地の住宅供給状況や家賃相場等のデータを踏まえて、お示しいただきたい。 ○ 保護の必要性が相対的に低い高額所得者の全国への転居まで保障する反射的な効果として、入居を必要とする住宅困窮者の入居を妨げることとなり、公営住宅の本来の目的に反するのではないか。 <p><条例委任について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貴省実施のアンケートでも、条例委任を受けて基準の引下げを行うニーズが明らかとなっており、条例委任を行うべきではないか。 ○ 条例委任する場合、国の基準は維持したうえで、特例を設ける必要のある団体のみ条例で定めることができるような制度設計も考えられるのではないか。

(1) 提案募集検討専門部会でヒアリングを実施した案件

30. 複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲

（中小企業等協同組合法等）【政令改正等】

＜主な再検討の視点＞

- 事務・権限の移譲に当たっては、旧厚生局の権限を移譲した際を参考にしつつ検討すべきではないか。

31. 市町村策定の創業支援事業計画認定の権限等に係る移譲（産業競争力強化法）【法律改正等】

＜主な再検討の視点＞

- 創業・第2種創業促進補助金（創業補助金）について、第1次ヒアリングにおいて、「閣議決定に記載していた各都道府県の地域審査会を、廃止して全国の窓口が一本化したことについて、対外的な説明責任があるのではないか」という指摘に対して、「御指摘のとおり」という回答があったが、創業促進補助金の窓口を一本化した経緯等について、明確に御説明いただきたい。
- 創業補助金について、第1次ヒアリングにおいて「地方事務局を置けるかどうかというのはこの場ですぐには申し上げられないが、都道府県の関与の連携を強める方向で運用改善を考えていきたい」、「地方事務局と類似の機能を次の制度でビルトインするのであれば、都道府県に説明、相談する」等の御説明があったが、概算要求の期限（8月末）を迎えた現時点での検討状況をお示しいただきたい。
- 創業補助金について、第1次ヒアリングで指摘したとおり、数千件の創業支援補助金の審査を国が一括してやらなければいけないということに元々無理があると思われるので、国は採択基準を定める程度の役割に特化し、事務・権限を都道府県に移譲すべきではないか。
- 創業補助金について、第1次ヒアリングで指摘したとおり、今後の創業補助金の予算編成過程においては、同補助金と密接に関連する創業支援事業計画の制度運用状況を可能な限り検証し、地方分権、地方自治の観点からその結果を反映していただきたい。
- 創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲について、第1次ヒアリングにおいて、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）における「現在の制度枠組みを含めた検証」を、「産業競争力強化法施行2年となる来年1月から3月で行いたい」という御説明があったが、当該検証はどのように行う予定か、御教示いただきたい。

32. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲

（電気事業者再生可能エネルギー電気調達特別措置法）【法律改正】

＜主な再検討の視点＞

- 第1次ヒアリングにおいて、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）について、「秋頃に見直し場を立ち上げて、来年の国会を視野に制度改正をまとめていきたい」との御説明があった。一方で、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）では、認定等の事務・権限については、「検討を行い、平成27年中に結論を得る」としているため、当該事務・権限の移譲について、可能な限り検討のスケジュールを明確にしていきたい。
- 本提案は、再生可能エネルギー発電施設の立地に際して、FIT法等において地元自治体との連携、調整等に係る規定がなく、立地規制との関係で自治体とトラブルが発生していることに起因している。

また、地方自治体への個人情報の提供が難しいことについて、第1次ヒアリングにおいて、FIT法に地方自治体の位置付けがないことが要因になっているという御説明もあった。

以上のことも踏まえ、FIT法の改正に当たっては、法制度上、地方自治体を権限・責任の主体として明確に位置付ける制度となるよう、検討していただきたい。

38. 開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大（都市計画法）【政令改正】

＜主な再検討の視点＞

- 提案団体等の意向も確認しつつ、地域の実情を踏まえた小規模開発の抑制や公園の適正な確保等が行えるよう、下限面積の引上げに加え、引下げについても条例で定めることができるようにすることについて、事業者の財産権の制約といった観点も留意しつつ検討すべきではないか。

39. 都市計画の軽易な変更の見直し（都市計画法）【省令改正】

＜主な再検討の視点＞

- 都道府県のみならず、市町村の意見も配慮しながら、軽易な変更として取り扱う事項の拡大を検討すべきではないか。

40. 町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止（都市計画法）【法律改正】

＜主な再検討の視点＞

- 市町村全体の行政体制に対する合併の影響を見る必要があるとされた経緯に照らすならば、平成21年度時点と現在とを限定的に比較する（※）のではなく、合併が多数行われる前の時期との前後で行政体制がどうなったかを検証するのが適切ではないか。
※第24回提案募集検討専門部会 資料4（各省提出資料）40ページ参照
- 現行制度上も市の人口規模にきわめて大きな幅がある。市全体の平均値と町村の平均値と比較する方法よりも、人口規模が町村に比較的近い市と比較した上で検討する方法に合理性があるのではないか。
- 国土交通省が実施した調査結果を提供いただき、市における状況も参考にしつつ、町村と市の都市計画における実態について再度検証すべきではないか。

(2) ヒアリングを実施していない案件（資料3参照）

33. 都道府県による保安林の解除に係る国の同意協議の廃止（森林法）【法律改正】

34. 臨床研修病院における研修医の募集定員に係る見直し（医師法）【通知改正】

35. 一部に国県道を含んで都市計画決定された市町村道に係る変更権限の市町村への移譲（都市計画法）【運用改善】

36. 公営住宅法上の寡婦（夫）控除の対象に係る規制緩和（公営住宅法）【政令改正】

37. 都市公園の占用期間の条例委任（都市公園法）【政令改正】